



平成 28 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 セーラー万年筆株式会社
代表者名 代表取締役社長 比佐 泰
(コード番号 7992 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 石崎 邦生
(TEL 03-3846-2651)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 103 期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

今般、会社法の改正により「監査等委員会設置会社」の制度が創設されたことから、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 103 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以 上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
<p>第18条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする</p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
<p>第19条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
<p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。<u>ただし、社長は会長を兼任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集、招集権者、議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は会日の3日前に発する。<u>ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>④ 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(業務の執行)</u></p> <p>第23条 会社の業務は取締役会が決定する。</p> <p>② <u>取締役会に関する規定は、本定款に定める事項のほか取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集、招集権者、議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役及び顧問の委嘱) <u>第26条</u> 当社は取締役会の決議により諮問機関として相談役または顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の数) <u>第28条</u> 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) <u>第29条</u> 監査役は、株主総会で選任する。 ② <u>前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) <u>第31条</u> 常勤の監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) <u>第32条</u> 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 ② <u>監査役会の招集通知は会日の3日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</u> ③ <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第27条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) <u>第28条</u> 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。 ② <u>監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第36条～第39条 (条文省略)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第31条～第34条 (現行どおり)</u></p>

以 上